

# 住民税等

# 申告相談のお知らせ

〔期 間〕 2月16日(木)～3月15日(木)

〔受付時間〕 午前8時30分～11時まで

(相談は午前9時開始)

正午～午後4時まで

(相談は午後1時開始)

※木曜日は午後7時まで

〔受付会場〕 役場2階 第2会議室

〔申告会場〕 役場2階 第3会議室

今年も所得税・住民税の申告時期になりました。

確定申告が必要なのに期限までに申告を済ませていなかったり、誤った申告をしたりすると、延滞税が加算される場合があります。期限内に正しい申告を行ってください。

なお、毎週木曜日は午後7時まで申告相談を行いますので、都合により指定日に相談できない方は、ご利用ください。

日	月	火	水	木	金	土
	2月	14	15	16 平和台	17 向原 大林	18
19	20 栄町 1・2区	21 西軽井沢 (第1～3地区)	22 西軽井沢 (第4～6地区)	23 上宿	24 小田井 荒町	25
26	27 桜ヶ丘 児玉(第1～6地区)	28 児玉 (第7地区～)	29 三ツ谷 旭町			

毎週木曜日は、午後7時まで受け付けます。

日	月	火	水	木	金	土
	3月	28	29	1 塩野 (第1～5地区)	2 塩野(第6～8地区) 寺沢	3
4	5 清万 一里塚	6 八ヶ倉 馬瀬口(第1～2地区)	7 馬瀬口 (第3～6地区)	8 豊昇 面替	9 草越 広戸	10
11	12 予備日	13 予備日	14 予備日	15 予備日		

※できるだけ指定日にご相談ください。なお、指定日に受けられない方は、期間中の別の日、時間外相談日、または予備日をご利用ください。

## 注意事項

次に該当する方は、書類審査などがありますので、税務署で確定申告をお願いします。

- 土地・建物や株式の売買（譲渡）があった方
- 家屋の新築・増改築・購入などで、初年度の住宅借入金等特別控除を受けようとする方（認定長期優良住宅・バリアフリー改修・省エネ改修を含む）
- 先物取引・FX・REITなどがあ  
る方
- 損益通算を必要とする方
- 税務署から申告案内状と申告書が  
郵送された方
- 消費税の申告・贈与税の申告・青色  
申告の方

これら以外にも、申告内容によっては、佐久税務署に行っていた場合もありますので、あらかじめご了承ください。



## 確定申告が必要な方

勤務先で年末調整が済んでいる方以外で

- ①事業所得・不動産所得などがある方、土地や建物などを売った方
  - ②一時所得（生命保険の満期返戻金など）がある方
  - ③年の途中で仕事が変わった方（給与を合算して、年末調整された方は不要です）
  - ④医療費控除や住宅ローン減税を受けようとする方
  - ⑤年金のみの受給者で、所得税を源泉徴収されている方、また2ヶ所以上から受給している方
- ※所得税の予定納税をした方は、必ず確定申告を行ってください。  
※確定申告は、個々のケースにより必要、または不要の場合がありますので、ご不明な点はお問い合わせください。

## 主な必要書類等

- 印鑑
- 給与・年金などの源泉徴収票
- 事業所得の方は収支内訳書（証拠書類など）
- 国民年金、生命保険、地震保険などの各種所得控除証明書
- 医療費控除を受ける方は、その領収書と生命保険や福祉医療などの補填が分かるもの（領収書は個人ごとにまとめてください）

## 住民税の住宅ローン控除

平成22年度から住宅ローン控除申請書の提出は、必要なくなりました。平成18年12月31日までに入居し、現に所得税の住宅ローン減税を受けている方で、税源移譲により所得税から控除しきれなかった分が減税対象になります。

また、平成21年から23年中に入居の方で所得税の住宅ローン減税の対象の方も、住民税の減税対象になります。

### ※所得税

所得税は、個人の収入に対してかかる税金で、その方の一年間のすべての収入から、所得控除を引いた残りの課税所得に税率をかけて税額を計算します。

### ※町民税・県民税

住民税は、前年の収入に対し、平成24年1月1日現在、住所がある市町村で課税されます。

- 前年中に収入がなかった方
- 所得税の確定申告が必要ない方
- 遺族・障害・恩給等非課税所得の受給者

以上の方は「平成24年度町民税・県民税の申告について」のお知らせを送付の際、町県民税申告書（黄色い用紙）と、返信用封筒を同封してありますので、必要事項を記入の上、

3月15日（木）までに返送してください。

※相談会場は2階となります。身体などの都合で階段の利用が困難な方は、税務課窓口へ声をかけてください。

問い合わせ先

税務課 住民税係（内線42・49）

## 税務署からのお知らせ

申告書の作成は便利なホームページで

国税庁のホームページ「所得税の確定申告書作成コーナー」で申告書を作成することができます。作成した申告書は印刷して、そのまま提出できます。

また、e-Taxでの申告もできますので、ご利用ください。

国税庁ホームページ

アドレス

<http://www.nta.go.jp>

問い合わせ先

佐久税務署

〒385-8611

佐久市岩村田

120112

0267(67)3460

さあ! ネットで申告

